特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０５５号
東京都新宿区西新宿７丁目４番３号
清算株式会社　株式会社中和テクノス
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１号
兵庫県芦屋市宮塚町６番１号
清算株式会社　舩瀬建設株式会社
代表清算人　舩瀬　　豊
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（ヒ）第５号
兵庫県神崎郡神河町加納230番地の２
清算株式会社　株式会社ＤＡＩＷＡ
代表清算人　大和　善博
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２１０５号
東京都中央区日本橋箱崎町５番12号光建ハイム504号室
清算株式会社　株式会社アイデン富陽
代表清算人　吉村　敏宏
同　　坂本　廣身
同　　岩尾　光平
１　決定年月日　平成22年８月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権の定義
⑴　平成21年12月11日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者(以下「特別清算債権者」)の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
２　担保権付債権の定義
本協定における担保権付債権とは、特別清算株式会社所有の不動産、その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権または民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成21年12月11日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
３　一般債権の定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
一般債権については、利息・遅延損害金の加算期間の終日を、平成22年６月30日として、金額を確定する。
第２　担保権付債権
１　評価の時期
担保権の対象となる資産は、平成22年６月30日の時点で評価する。
２　弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続にかかる諸費用（税金・売買手数料・競売申立費用など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本・利息・遅延損害金の順に充当するものとする。
３　弁済後の残余債権
前項の弁済によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。
第３　一般債権
⑴　第１回弁済
平成22年６月30日における担保権対象資産の評価を基準として算出した一般債権額のうち、20万円および20万円を超える部分の５％を、第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日から２か月以内に弁済する。
⑵　第２回弁済および免除
①　弁済
㋐　第２回弁済は、第２の３の残余債権および一般債権を対象として行う。
㋑　特別清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１か月以内に、その時点で残存する現預金額から必要な費用を控除した金額を弁済原資として、下記の計算式により算出された金額を弁済する。
第２回弁済額＝(弁済原資＋第１回弁済の総額－20万円×債権者数)÷(総債権額－20万円×債権者数)×(債権額－20万円)＋20万円－第１回弁済時の配当額
②　免除
特別清算債権者は、本協定の認可の決定が確定した時に、特別清算債権額から、添付の弁済見込額を控除した残額につき、その債務を免除する。
ただし、弁済額が、弁済見込額より少なかった場合には、第２回弁済の時点で、特別清算債権者は、当該差額について、特別清算債権を追加的に免除し、弁済額が、弁済見込額より多かった場合には、その差額の限度で、上記の免除は効力を失う。
以上
東京地方裁判所民事第８部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人又は受益債務者に対する制限債権を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２２年（船）第１号
パナマ共和国パナマ市マルベラ、アキリノ・デ・ラ・グアルディア・ストリート、バンコ・ジェネラル・タワー15階
申立人　セントラル・ストリーム・マリン・コーポレーション
１　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
２　主文　下記⑴の船舶に係る下記⑵の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
記
⑴　船舶の表示
船舶の種類及び名称　ケミカルタンカー・シーエス・クレーン（〝ＣＳ　ＣＲＡＮＥ〟）
ＩＭＯ番号　9366926
船籍国　パナマ共和国
船質　鋼
総トン数　7,675トン
機関の種類及び数　ディーゼル機関１個
推進器の種類及び数　らせん式推進器１個
建造の年月　2007年２月
所有者　申立人
⑵　事故の表示
発生日時　平成22年６月15日午後11時56分
発生場所　大韓民国仁川港第１錨地（北緯37度19.342分、東経126度25.194分）
事故の態様　⑴記載の申立人所有の船舶シーエス・クレーン（以下「本船」という。）及びチンタオ・フ・ピン・ユアン・シッピング・カンパニー・リミテッド所有の機船フ・ピン・ユアン（総トン数2,645トン。船籍港青島。以下「相手船」という。）は、仁川港の錨地において、相手船が本船に先行する形で、両船とも錨泊場所を探すべく航行していたところ、上記日時及び場所において、後方から徐々に接近してきた本船の船首部が、相手船の右舷艫（機関室側面）辺りに衝突した。本件事故により、相手船の右舷部に破口が生じ、同所より海水が流入し、相手船は座礁した。事故当時、本船は貨物を積載していなかったが、相手船は貨物を積載していた。
３　供託命令に基づく供託委託契約にかかる一定の金銭の総額　428,904,796円
４　管理人　名古屋市東区筒井２丁目７番27号
石井法律事務所　弁護士　石井　三一
５　知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
受益債務者　キム・ジュン・ベ（２の⑴の船舶の本件事故当時の船長）
受益債務者　ドリコ・リミテッド（２の⑴の船舶の本件事故当時の船舶管理会社）
６　制限債権の届出期間　平成22年11月10日まで
７　制限債権の調査期日　平成22年12月17日午後１時10分　当庁民事執行センター２階債権者集会室
名古屋地方裁判所民事第２部